

どく踊り盆

— 諸国音頭集 —

成田 守 著



盆踊りくどき

成田 守 著

桜 楓 社

成 田 守

昭和13年12月青森県弘前生れ

昭和38年國學院大學文学部卒業

現 在 大東文化大学講師

現住所 千葉県市川市東国分 1—29—9

盆踊りくどき

定価 800円

昭和49年8月5日初版印刷

昭和49年8月15日初版発行

著 者 成 田 守

発行者 及 川 篤 二

(株) 桜 楓 社

101 東京都千代田区猿楽町 2—8—13

Tel (03) 291—5661 振替東京 18020

印刷所 第 一 印 刷 所

製本所 辰 文 社 宮 崎

0039-740847-0723

盆踊りくどき

目次

盆踊り……………	七
踊りの場……………	一〇
口説について……………	一六
五倫口説……………	二六
ぼたん長者……………	三六
ときは御前……………	四五
おぜん兵佐……………	七〇
喜平くどき……………	八四
継子三次……………	九三
兄弟しんじゅ……………	一〇三
万次郎句読……………	一〇九
梅二郎くどき……………	一二三

お花くどき.....	一三七
清三くどき.....	一六三
お塩亀松.....	一五五
盆踊口説一覽表.....	一三四
あとがき.....	一三七

盆踊りくどき

盆踊り

暑い日ざしでの激しい仕事もようやく一区切りのつく旧暦七月の十三日から十六日にかけて、寺の境内や村々の広場や辻や砂浜などで、中央に精霊棚を設けあるいは新盆の家からの切子燈籠を囲んでと、各地各様に老若男女大勢によって踊られるところが多い。ちょうどこの十三日から十六日は暦の上からも満月を中に行っているだけに美しい月夜があり、七夕から続く年中行事としてももっともよい時節でもあるようだ。月のある夜はそのほかの明りはいららないというのもよく理解できるのである。

孟蘭盆会の公に行われたのは推古天皇の十四年七月十五日からであったといわれている。『仏説孟蘭盆経』に説くように、仏や死者の霊に供物を供え読経してその冥福を祈ることにあったようであるが、盆は孟蘭盆の省略ではなくして、供物をのせるための器物の名でボコと呼ばれた日本語であったとも考えられ、死者・祖霊をミタマとして祀るのと一緒に、生きている親にも供したという仏教以前からの固有信仰の名残りをもっているといわれる(『民俗学辞典』)。

『看聞御記』の応永廿三年(一四一六)七月十五日の条によると、「孟蘭盆如例。蓮供御祝着

如恒規。寺施餓鬼御所様御聴聞。新御所。予不參。夜石井船津念仏拍物密ニ令見物」と念仏拍物があつたことを記している。これらの拍物が応永廿六年七月十五日では、「夜山村念仏拍物有風流。畠山六郎ユイノ浜合戦人礮ノ体ヲ作。又石井風流為明カ鬼ヲ仕風情云々。事々比興之風流也。密々見物之。舟津風流勸進僧之体作之」ともあるので、それぞれ趣向をこらした風流であつたことである。このころに踊りが行われていたかは不明なのだが、永享三年（一四三二）七月十五日の条に「即成就院念仏躍如例。所々念仏躍地下依計会略云々」とあつて、翌十六日には「今夜即成院念仏躍見物。女中男共相伴。異形風流有其興」と、「念仏躍如例」とか「異形風流」ともあることから、永享三年以前から行われていること、しかも「異形風流」とあるのは、世間一般の風俗とは異なる形態をした姿の躍が行われたことをのべているようである。風流をともなつた念仏踊りが盆踊りであつたといえるようである。ただ単に念仏踊りというのであつてみれば、『一遍聖絵』（一遍上人六条縁起）に「抑をどり念仏は。空也上人。或は市屋或は四条の辻にて始行せり。（略）夫よりこのかた。学ぶ者をのづから有といへども。利益猶あまねからず。しかるを今時至り機熟しけるにや。同国小田切の里或武士の屋形にて。聖をどり始給けるに。道俗おほく集りて。結縁あまねかりければ。次第に相続して。一期の行儀となれり」として、信州伴野の武家屋敷の庭前で踊る絵があり、念仏を唱え踊躍大歡喜し、厭離穢土欣求

浄土の志を一層深く願おうというもので、弘安二年（二二七九）春の頃のことである。こうした念仏踊りが孟蘭会の頃に行われることによって盆踊りと称されるようになったことが知れるかと思う。盆踊の初出は『春日権神主師淳記』の明応六年（一四九七）七月十五日の条で、「南都中近年盆ノヲドリ、異類異形一興、当年又奔走云々、不空院辻ニ躍自_レ昨日_二建_レ之_一、毎年盆ノ躍ハ、昼新薬師寺ニテ躍リ、夜不空院ノ辻ニテ躍之処、新薬師寺毎年ノ躍ニ、堂ユルギ瓦モヲチ御仏達モ御損ジアル間、彼等ニ難儀之由申之故、躍堂毎年用意ニ、当年構_レ之云々」（本田安次氏『田楽・風流一』六〇六頁）と、躍堂の中で行われたことが注目されよう。『一遍聖絵』の市屋道場での踊躍念仏と同じものといえるようである。こうしてすくなくとも十五世紀頃には盆踊りが行われており、それは念仏踊りによつたものであるのだが、それは自らのためであるとともに、祖霊・御霊のための供養のための念仏踊りでもあったことである。「異類異形」の姿には踊り子の種々の仮装つまりは風流であろうが、これが集団をなして新盆の家々をめぐる御霊に念仏を手向けて供養する、踊って供養する形態をとるようになるには疫神送りなどの習合したものと思われる。今日考えられる盆踊りから考えると、各地各様に種々の風流や芸能が念仏供養としての盆踊りにとり入れられたことがわかる。しかし踊り子たちの群行には常世の国から季節節の折り目ごとに往来する神々の群行の姿であつたとみることができるかと思う。

踊りの場

各地の盆踊りの様子をみると、岐阜県郡上郡八幡町では「川崎」「三百」「春駒」「松坂」「ヤツチク」「騒ぎ」「猫の子」「ゲンゲンバラバラ」という具合に、九種目にもわたる歌や踊りが行われており、その場その場の状況によって変化するようで、土地によって種々の名称がつけられたものであるといえる。その盆踊りの場もやはりその土地土地の雰囲気をもつものであったといえる。

① 町の中へ階子にて場取置て、軒へわたり二尺ばかりの大なる太鼓をかけ、これを打つ。
踊り子誰となく群て、五十人、六十人、場取のうちへ輪に成てをとるに候。うたの文句さまざまあり。

へそろたそろた踊子はそろふた稲の出穂よりまたそろた

へさてもうつくし踊子の顔よいさよひころの月のかほよりも

うたの曲節ことにゆるやかに、声長うたひ、踊の手品ものびやかなる事に候。『出羽国秋

田領風俗問状答』

② 俚諺ニ「岩城の名物ぢやんがら念仏、菜大根、背中に灸点てんのくぼ」トイフ。(中略)

ぢやんがら念仏トハ、即念仏躍ニテ、男女環列、鉦ヲ敲キ鼓ヲ撃ツ。鼓者両三人中央ニアリ。白布頭ヲ約シ、袖ヲ括ル。之ヲ白鉢巻、白手纏トイフ。鼓ヲ腹下ニ着ケ、頭ヲ傾ケ腰ヲ屈メ、撥ヲ舞シ、曲繫ス。鉦者数名打粧、鼓者ニ同ジク鉦架ヲ左肩ニシ、丁字木ヲ以テ摩敲ス。鼓ノ数ヲ幾からトイヒ、鉦ノ敲クヲきるトイフ。踏舞スル者之ニ雜リ鼓者ヲ環リ、鱗次輪行ス。(中略)其中男ニシテ女粧スル者アリ。女ニシテ男粧スル者アリ。或ハ裸体ニシテ、犢鼻褌ヲ尾垂シ、其端ヲ後者ノ犢鼻ニ結ヒ、後者モ亦幌端ヲ尾垂スルアリ。或ハ菰箆ヲ鎧トシ、蓮葉ヲ兜トシ、箒・榎木等ヲ以テ大小刀トシ、仮面ヲ蒙リ武者ニ扮スル者アリ。務テ新ヲ競ヒ、笑ヲ釣ル。(『磐城誌料歳時民俗記』)

③ 広き町はこなたかなたの軒下一文字に立ならび、家居列をなさぬところは産神の広前、寺のまへへ又はむらをさか庭となり。此時櫓となづけたる栈敷を製造り、をとるものの中に立おきて、その上にのぼるをのこ三四人、太鼓うち笛ふく。これにつれて、音頭取といふもの声高らかに唄ふ。其拍子につきて列居る男女手うちならし、右左の足をかはるくすすめもしりそきもして身をひるかへし、頭うちふりうたうたひ、おのがさまく離子ののしりてをどりたはる。(『北越月令』)

④ 踊り場の中程に涼み台二箇を並べ、晴天にても傘を開きて高く立て、此傘より四方に繩を引きて、提燈を吊し、其傘の下にて音頭をとり、太鼓をたゞきて拍子をとる。(兵庫県飾磨郡『飾磨郡風俗調査書』)

⑤ 音頭は二人組にて、長き竹の上にさくら組、松組のしるしを張わけたる日傘をさし、此印を持せ行なり。(『阿波国風俗問答』)

⑥ 日振島では十五日の夜が盆踊で、先祖の供養だといつて必ず各戸一人出る。そして位牌を海岸にしつらえた壇に並べ燈籠をともし、その前で踊る。櫓を組んで口説く人が雨傘をさして歌う。またこの晩に米をひいて黒砂糖を入れてほうろくで焼いて、盆踊をやる時分にシャライ棚に供える。これをカサを焼くといっている。(『宇和島地帯の民俗』)

⑦ 踊り場には、たくさんの盆提燈が点される。鳴り物は太鼓で、ときたま横笛もはいることがある。口説は、口説き手を中心にして踊り子が大きな円陣をつくる。彩りか飾りつけをした傘からかさを持つ口説き人は、その傘を調子に合わせて上下に振り動かし、円の中を歩きながらくどく。(山口県阿武郡福栄村『福栄村史』)

⑧ (七月)十三―十四日に初盆の家で供養踊をする。家のツボの真中にトコエン(涼み台)を置き、杭を打ってカラカサを立て、大燈籠を一つ下げる。駄桶の上に太鼓をはめる。(大

大雑把にあげてみてもその形態は多様であることが確認されるのだが、①②は口説地帯ではない。共に七七七五の盆踊唄を基にして踊られている地域である。また②は念仏踊とあるだけに厳密には区別すべきであろうが、念仏踊と盆踊との差異は②の場合それほど認めがたいようである。③以降の事例が口説地帯のものであるが、踊りの場の中心に櫓などを組む事例が多くなっている。そこでの音頭取りに注目する必要があるかと思う。彼等は扇を持つか傘を持つかしていることで、扇は持っていないにしても傘だけは欠せない採物であったようであることだ。語り手が傘を持参する例は多く、尾州家本『歌舞伎図巻』には箆をひろげた上に大傘をさし、箆を摺りながら説経を語る男が描かれており、これと同じような説経師の姿が『筠庭雑考』巻之三にあつて、これは慶長年中の絵だとしている。また『江戸雀』八巻目の目白不動の絵でも堂前で傘をさした男が箆を摺る図があるので、説経師は傘をさして箆を摺っては説経を語っていたことが知れる。またこの『江戸雀』の白山権現と湯島天神の境内の物売りが、讃州金毘羅権現の五人百姓同様に傘をさして物品を売る姿がみられ面白いものであるが、『筠庭雑考』巻之三で喜多村信節が慶長年間の屏風の絵図なりとして説明しているのは、「昔の傘はみな長柄也。さしかくる為のみならず」とあるように、傘・笠は決して雨が降ったから防ぐとい

う実用面から考える現代的な使用用途以前の問題があるようで、風流笠同様にそれは神霊の宿るものであり、神々の影響する憑依であつたことを考えねばなるまい。蓋が貴人の外出の際に、従者が後方からさしかけるものというのは副次的なものであつたろう。『万葉集』巻第三・二四〇「ひさかたの天行く月を網に刺しわが大王は蓋にせり」という柿本人麻呂作歌と、同巻第十九・四二〇四「わが夫子が捧げて持てる厚朴ははがしあたかも似るか青き蓋」との久米継麻呂の歌とでは、貴人の往来にさしかけたと意識がみられるのだが、『倭名抄』に引く華蓋の条では「兼名苑注云、華蓋岐酒加散黄帝征蚩尤時、当帝頭上有五色雲、因其形所造也」と、使用者は貴人であつたにしても二四〇の歌同様に特異な物品として瑞雲・威霊を背景としてることが推量される。祭礼に使用された風流笠はそうした神霊の憑依するものとしては最も豪華なものであるといえよう。長柄のつかない笠にしても雨や日を除けるとする解釈はとりたくない。傘・笠を立てその下で語る姿には神霊を宿した者としての姿を見てよいかと思うのである。鳥取県東伯郡成美村では、八朔をカサヤブリといつて踊りの終いを意味したといい、岩手県下閉伊郡ではカサパライ、長野県下伊那郡泰阜村やすおかでは八月二十二日の搏木踊の中にカサヤブリウタというのがあつて、これは踊りの日の終曲を意味しているのではないかという（『綜合日本民俗語彙』第一巻）。素戔鳴尊が青草を結び束ねて笠蓑を著て神遣らいされたという神々のやつしの姿